



平成 24 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名 日本ドライケミカル株式会社
代表者名 代表取締役社長 遠 山 榮 一
(コード番号：1909 東証第二部)
問合せ先 取締役管理部門担当 星 則 彦
TEL. 03 - 5767- 3551

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 28 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日付で、当社完全子会社であった千葉圧力容器製造株式会社を吸収合併したことに伴い、今後の事業内容を明確化するため、現行定款第 2 条の事業目的を追加するものであります。
- (2) 監査役が期待された役割を十分に発揮することができるよう、また社内外を問わず広く適任者を得られるよう、監査役の責任を会社法で定める範囲で免除することができる旨の規定、並びに社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります(変更案第 27 条)。
- (3) 上記 (2) の条文新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条	第 2 条
当社は、次の事業を営むことをその目的とする。	(現行どおり)
1. 次の種目に関する設計、製造、販売、施工、請負、保守業務	1. (現行どおり)
(1) ～ (9) (条文省略)	(1) ～ (9) (現行どおり)

(新 設) (新 設) 2. ～11. (条文省略) 第 3 条～第 26 条 (条文省略) (新 設)	<u>(10) 圧力容器</u> <u>(11) 土木建築用鉄骨機器</u> 2. ～11. (現行どおり) 第 3 条～第 26 条 (現行どおり) <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第 27 条</u> <u>1. 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の</u> <u>規定により、監査役（監査役であった</u> <u>者を含む。）の、会社法第 423 条第 1 項</u> <u>の責任を、法令の限度において、取締</u> <u>役会の決議によって、免除することが</u> <u>できる。</u> <u>2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の</u> <u>規定により、社外監査役との間に、そ</u> <u>の会社法第 423 条第 1 項の責任を法令</u> <u>が規定する額まで限定する契約を締結</u> <u>することができる。</u>
第 27 条～第 34 条 (条文省略)	第 28 条～第 35 条 (現行どおり)

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 26 日
- (2) 定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 26 日

以 上